

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【公表番号】特表2010-513601(P2010-513601A)

【公表日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-541544(P2009-541544)

【国際特許分類】

C 08 F 299/00 (2006.01)

C 08 F 8/30 (2006.01)

C 08 F 2/38 (2006.01)

C 09 D 11/10 (2006.01)

G 02 C 7/04 (2006.01)

C 08 F 8/08 (2006.01)

【F I】

C 08 F 299/00

C 08 F 8/30

C 08 F 2/38

C 09 D 11/10

G 02 C 7/04

C 08 F 8/08

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項25

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項25】

エチレン性官能化剤が、グリシジルメタクリレート、グリシジルアクリレート、2-イソシアナトエチルメタクリレート(IEM)、N-ヒドロキシメチルアクリルアミド(NHMA)、アクリロイルクロリド、メタクリロイルクロリド、メタクリル酸、アクリル酸、2-ブロモエチルメタクリレート、またはメタクリル酸無水物である、請求項24記載のコンタクトレンズ。